

丸亀市生涯学習人材バンク

登録者募集

生涯学習人材バンクとは

学んだ知識や技術、経験を活かしたい個人や団体・企業などを登録し、学校や地域の団体・サークルなどで、講師や指導者として活躍してもらい、地域課題の解決等につなげていく制度です。

さまざまな知識や経験をお持ちの方や団体などで、生涯学習の推進に意欲のある方であれば、どなたでも登録できます。

「学んだことを活かして、多くの人に伝えたい」「うちの事業所なら、こんな手助けができる」「こんなことなら教えられるよ」と思う方や団体・企業など、ぜひ登録をお願いします。

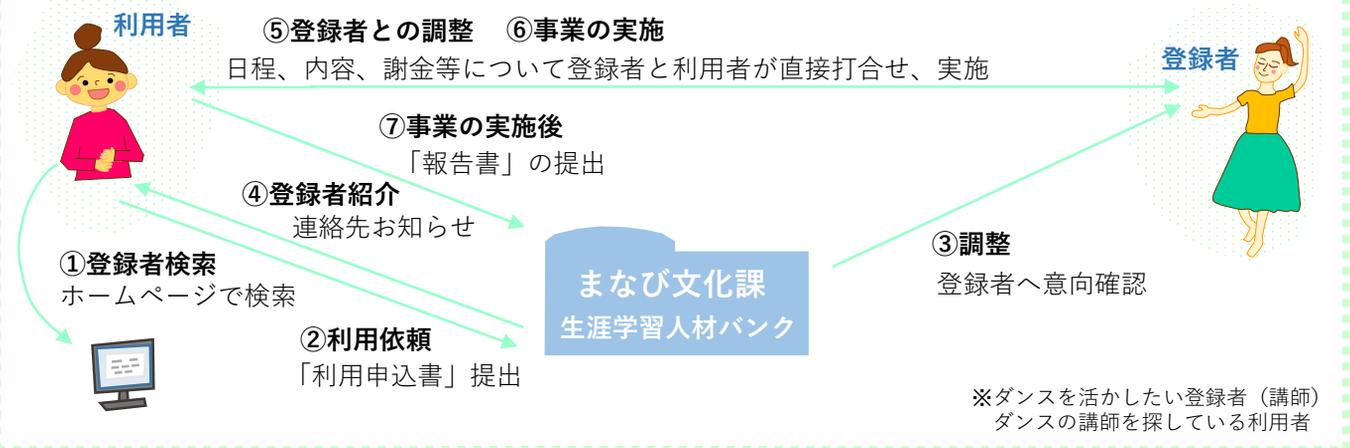
こんな方たちが登録しているよ！

日本民踊、三味線、ウクレレ、オカリナ、びあの、合唱、絵画（油絵、日本画など）、
絵手紙、切り絵、ヨガ、ストレッチ、居合道、フラダンス、地産地消料理講習、
製パン、子ども書道、小学生を対象とした星の観察、太陽や地震のお話など。

登録方法

「丸亀市生涯学習人材バンク登録申込書（兼掲載承諾書）」に必要事項を記載のうえ、メール、FAX、持参にてまなび文化課までご提出ください。※個人情報等の取扱いは遵守いたします。

ご利用の流れ



問合せ先

丸亀市協働推進部まなび文化課
TEL : 0877-35-7628 FAX : 0877-24-8863
E-mail : manabi-k@city.marugame.lg.jp

「申込書」のダウンロード、詳細はこちら

丸亀市生涯学習人材バンク



生涯学習人材バンク登録の注意事項

以下の5つの登録要件を満たしていたら、どなたでも登録できます。

- 1 生涯学習活動に関する講師及び指導者として、ボランティア活動をする意思があること
- 2 生涯学習に関する知識、技能、経験があり、地域の方々の依頼に応じて指導等が可能であること
※免許や資格の有無は問いません。
- 3 登録を申請した日の年齢が、満18歳以上であること
- 4 政治、宗教、営利及び選挙活動等、公序良俗に反するような活動ではないこと
- 5 講師への謝金は原則1回あたり上限7,000円までとすること
※ただし、講師と利用者で合意がなされた場合はこの限りではありません。

point



人材バンクへ登録するには

- ・メール、FAX、持参にて「登録申込書（様式第1号）」をまなび文化課へ提出
- ・「登録完了」の連絡はしない（申込書に不備がある場合のみ問合せ）
- ・「登録期間」は、受付日の属する月の翌月1日から翌年度5月31日まで
- ・申込書の返却はしない



何か地域に
貢献したい！

もし、登録情報の変更があったら

- ・変更が生じた日から3か月以内に、「登録（変更・抹消）届出書（様式2号）」をまなび文化課へ提出

翌年度も登録を継続するには

- ・有効期限が切れる前に新たな「登録申込書（様式第1号）」をまなび文化課へ提出
※翌年の5月31日までに提出

もっと多くの
人に教えたい！



登録の抹消はどんなとき

- ・登録要件を満たさなくなったとき
- ・新たな申込書が提出されなくなったとき
- ・活動の実態又は、実績が認められないとき
※登録抹消を希望される場合は、「登録（変更・抹消）届出書（様式2号）」をまなび文化課へ提出

①登録者（講師）検索

「丸亀市公式ホームページ」



「丸亀市生涯学習人材バンク登録制度について」



「生涯学習人材バンク登録者一覧（PDFファイル）」で登録者（講師）を探す

②利用依頼

- ・依頼したい登録者（講師）がいる場合は、まなび文化課へ「利用申込書（様式3号）」を提出
- ・事前に電話で問い合わせも可能（まなび文化課TEL：0877-35-7628）

③調整

まなび文化課が登録者（講師）に意向確認

④登録者紹介

利用者に登録者（講師）の連絡先を伝える

⑤登録者（講師）との調整

日程、内容、謝金等について登録者（講師）と利用者が直接打合せ

⑥事業の実施

⑦事業の実施後

利用者は「活動事業実施報告書（様式4号）」をまなび文化課へ提出

ご利用の流れをおさらい



各提出書類はまなび文化課に用意してあるほか、
こちらからダウンロードできます。

丸亀市生涯学習人材バンク

<https://www.city.marugame.lg.jp>



R 4. 7

